

道路運送車両法施行令及び道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令案参照条文

○道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）（抄）

（登録の更新）

第九十六条の五 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 （略）

（手数料の納付）

第二百二条 次に掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（第四号又は第九号から第十一号までに掲げる者が協会にその申請をする場合には、協会）に納めなければならない。

一 五 （略）

六 回送運行許可証の交付を申請する者

七 十四 （略）

2 4 （略）